

りかい ふか  
理解を深めよう

しょうがいしゃさべつかいしょうほう  
障害者差別解消法

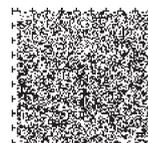
だれ あんしん く おも  
～誰もが安心して暮らせる思いやりのあるまちをめざして～



しょうがいしゃさべつかいしょうほう せいしきめいしょう しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん ほうりつ  
障害者差別解消法（正式名称：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）

しょうがい ひと ひと たが ひと みと あ とも い  
では、障害のある人もない人もお互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる  
しゃかい めざ  
社会をつくることを目指しています。

ほうりつ やくしょ かいしゃ みせ たいしょう だれ く  
この法律は、役所や会社、お店などを対象としていますが、誰もが暮らしやすい  
しゃかい ちいき く みな ひとり しょうがい たい りかい ふか  
社会をつくるためには、地域で暮らす皆さん一人ひとりに障害に対する理解を深めて  
もと  
いただくことが求められています。



# どんな法律なの？

この法律では、国・都道府県・市区町村などの役所や、会社やお店などの事業者が、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件をつけたりする「不当な差別的取扱い」を禁止しています。

また、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの配慮が必要と伝えられたとき、負担が重すぎない範囲で対応する「合理的配慮の提供」を求めています。

	ふとう さべつてきとりあつか 不当な差別的取扱い	ごうりてきはいりよ ていきよう 合理的配慮の提供
やくしょ 役所 くに ちほうこうきょうだんたい (国・地方公共団体)	してはいけない	しなければならない
みんかんじぎょうしゃ 民間事業者 かいしゃ みせ (会社・お店など)	してはいけない	つと するように努める※

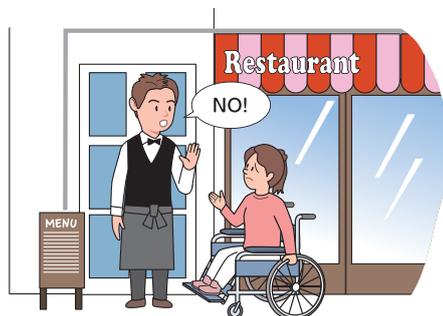
※平成 30 年 10 月 1 日施行の「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」では、「努力義務」ではなく「義務」とされています。

## 対象となる「障害のある人」とは

障害者基本法で定められている、身体障害、知的障害、精神的障害（発達障害を含む）、その他の心や体のはたらきに障害がある人で、障害や社会の中にあるバリアによって、継続的に日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人です。障害者手帳を持っていない人も含まれます。

## ふとう さべつてきとりあつか ぐたいれい 不当な差別的取扱いの具体例

くるまい す つか 車椅子を使っていることを理由にお店に入ることとを断る。



しょうがい りゆう か 障害があることを理由にアパートを貸さない。



# 合理的配慮の具体例

合理的配慮の方法は、一つではありません。申し出のあった方法では対応が難しい場合でも、話し合ったうえで、負担が重過ぎない範囲で別の方法を探すなど、障害のある人の理解を得ながら柔軟に対応することが大切です。

車椅子を使っている人が通れるよう、段差に簡易スロープなどを設置する。



聴覚に障害がある人に対して、筆談などの手段を用いて説明する。



メニューをわかりやすく説明したり、写真を活用したりする。



障害の特性に配慮し、説明書などの文字を大きくしたりふりがなをつけたりする。



## ヘルプマーク・ヘルプカードについて

ヘルプマークは、人工関節を使用している人や内部障害の人など、外見からわからなくても支援や配慮を必要としている人が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせるマークです。このマークを身につけている人を見かけたら思いやりのある行動をお願いします。

ヘルプカードは、障害のある人がいつも身につけておくことで、災害のときや助けが必要なときなどに周囲へ「困っている」ことをお願いしやすくするものです。このカードを持っていて「何かを頼みたいような様子をした人」を見かけたら声をかけてみてください。

ヘルプマーク



ヘルプカード

